

養育費に関する

公正証書等作成費補助金 についてのご案内

令和4年4月開始

川崎市では、「公正証書」等の作成のために支払った費用を補助する制度を始めました。

【対象者】

令和4年4月以降に公正証書等を作成した、1～5すべてに該当する方

- 1 川崎市在住のひとり親家庭で、20歳に満たない子の保護者
- 2 養育費の支払いに関する債務名義を有している方
- 3 養育費の取り決めの対象者となる児童を扶養している方
- 4 養育費の取り決めに係る費用を負担した方
- 5 過去に同様の補助金を受けていない方

債務名義とは、債権者に執行機関の強制執行によって実現されるべき債権の存在および範囲を公的に証明した文書をいいます。

【補助金の対象となる経費】 すべて養育費に関するものに限り

- 公証人手数料（養育費の取り決め以外の法律行為のみの手数料は除く）
- 家庭裁判所に対する養育費請求調停の申立て及び夫婦関係調整調停（離婚）の申立て又は訴訟に要する収入印紙に係る費用
- 家庭裁判所又は公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用
- 上記のものを家庭裁判所又は公証役場に提出するための郵送費に係る費用



詳細は HP をご覧ください↑

【補助額】 上記の経費のうち申請する方が負担した金額の上限5万円

令和4年から所得制限がなくなりました！

詳細は HP をご覧ください⇒



ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金も実施しています。

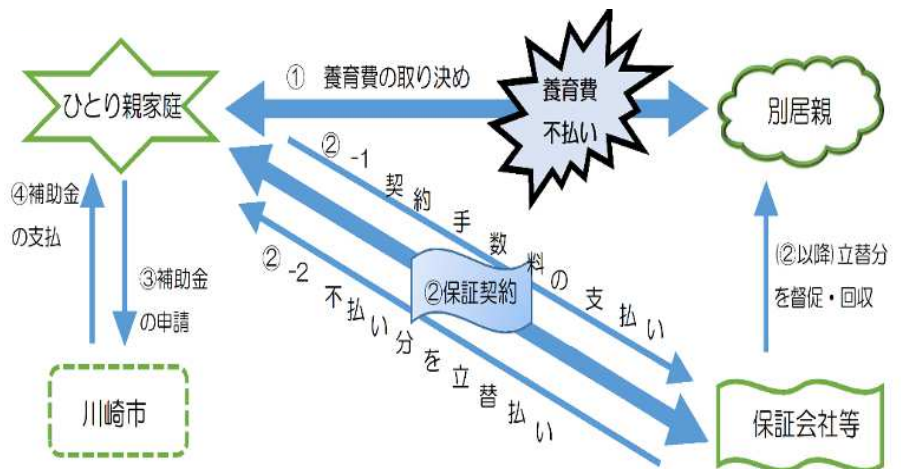
ひとり親家庭の方が養育費の立替払いを行う保証会社等を活用する場合の手数料の一部を補助します。

【対象者】

- 1 保証会社等と養育費保証契約を締結している方
- 2 過去に同様の補助金を受けていない方

【補助額】

保証会社等に対して対象年度内に支払う保証料のうち、申請者が負担した費用の上限8万円



【問い合わせ】 川崎市子ども未来局子ども支援子ども家庭課 母子福祉係
電話：044-200-2672 Mail：45kodoka@city.kawasaki.jp

その他 川崎市の法律相談等

「ひとり親家庭等のための法律相談」（無料弁護士相談） ※事前予約制です。

さまざまな事情を抱えるひとり親及び寡婦の方が、安定的な日常生活を送ることができるように、離婚・親権・養育費・財産分与・慰謝料・借金等法律に関する相談に応じています。

【対象者】市内に在住のひとり親又は寡婦の方、離婚前の方

【相談窓口】川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

中原区今井上町 1 番 34 号 和田ビル 2 階（武蔵小杉駅から徒歩 10 分）

【相談日】毎月第 2 金曜、または 11 月を除く奇数月第 4 金曜

【相談時間】毎月第 2 金曜 午後 6 時～午後 8 時の間で 1 人 30 分

11 月を除く奇数月第 4 金曜 午後 1 時 30 分～午後 3 時の間で 1 人 30 分

【受付】母子・父子福祉センターサン・ライヴ

電話 044-733-1166

直接お電話の上、相談予約を行ってください。予約は、1 か月前から受け付けます

「ハロー・ウィメンズ 110 番／女性のための総合相談」 無料法律相談

法律に関するご本人の問題について女性弁護士が相談をお受けします。事前予約制です。

【対象者】市内に在住・在勤・在学の女性

【相談日】偶数月 第 1 日曜日：午後 1 時 15 分～午後 3 時 45 分

第 3 木曜日：午後 1 時 15 分～午後 3 時 45 分

奇数月 第 1・3 木曜日：午後 1 時 15 分～午後 3 時 45 分

ただし、祝日・年末年始を除きます。

【受付方法】まずは電話 044-811-8600（ハローウィメンズ 110 番）に相談の上、御予約ください

予約時に、確認のためにお名前等をお伺いします。

市の弁護士相談（予約制 電話相談）

【対象者】市内在住・在勤・在学の方

【相談日と相談時間】 ※相談は 1 人 25 分以内です。

・川崎区役所 地域振興課 金曜日 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分

・幸区役所 地域振興課 火曜日 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分

・中原区役所 地域振興課 火曜日 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分

・高津区役所 地域振興課 木曜日 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分、午後 1 時～3 時

・宮前区役所 地域振興課 水曜日 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分

・多摩区役所 地域振興課 木曜日 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分、午後 1 時～3 時

・麻生区役所 地域振興課 水曜日 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分

【受付方法】相談予約コールセンター044-200-0108

受付時に氏名、電話番号、簡単な相談内容等をお聞きます

詳細は市 HP をご確認ください⇒

